

暮らしのお知らせ

国民年金

20歳からの国民年金について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に入したことをお知らせします。（厚生年金保険に加入している方は除きます。）

お知らせに同封されている「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇄厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生をととして使用しますので、大切に保管してください。

■国民年金保険料の納付について

国民年金加入のお知らせに同封されている「国民年金保険料納付書」で納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジットカード納付も可能です。

付加保険料（※）の納付や前納を希望する場合はお近くの年金事務所や役場にお問い合わせください。なお、付加保険料や前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月からの納付を希望する場合は、お早めにお申し出ください。

※定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度

きる制度

■国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予について

保険料を納めることが経済的に困難な場合に、国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度（※）があります。保険料を納められないときは未納のままにせず、申請をしてください。なお、学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した

場合と比べて将来の年金額が低額となります。後から納付（追納）することにより、年金額を増やすことができます。詳しくは、お近くの年金事務所や役場にお問い合わせください。

※学生の方は免除・納付猶予制度をご利用いただけません。学生納付特例制度をご利用ください。

■お問い合わせねんきんダイヤル

☎0570・05・1165
日本年金機構ホームページ



運転免許証更新時講習 (1月5日から2月5日まで)

駅前交流プラザ「よろーな」会場

- 違反運転者講習（2時間）
 - 1月15日（木）午後7時
 - 2月5日（木）午後2時
- 初回更新者講習（2時間）
 - 1月22日（木）午後2時
- 一般運転者講習（1時間）
 - 1月8日（木）午後2時
 - 1月22日（木）午後5時30分
 - 2月5日（木）午後5時30分
- 優良運転者講習（30分）
 - 1月8日（木）午後1時
 - 1月15日（木）午後6時
 - 2月5日（木）午後7時

下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習（30分）
 - 1月5日（月）午後1時



http://www.nenkin.go.jp
旭川年金事務所
☎0166・25・5606
町民生活課 総合窓口係
☎4・2511
内線520